

○長崎大学長期履修規程

平成18年9月22日

規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第39条及び長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第16条の規定に基づき、長崎大学における長期履修（学則第4条に規定する修業年限（以下「修業年限」という。）又は大学院学則第5条に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で修業年限又は標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、在学期間を通算した年数が修業年限又は標準修業年限における最終年次となる者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障害のある者
- (4) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、修業年限又は標準修業年限の2倍を超えない範囲内において、学期を単位として認める。

(在学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第6条又は大学院学則第6条の定めるところによる。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第22条又は大学院学則第34条の定めるところによる。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、各学部又は各研究科（以下「各学部等」という。）が定める期日までに、別紙申請書により各学部等の長に申し出るものとする。

2 各学部等の長は、前項の申出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を認めるも

のとする。

(履修形態の変更)

第7条 前条の規定により長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。次項において同じ。）については、1度に限り申し出ることができる。

2 認められた長期履修の期間の短縮に係る手続については、前条の規定を準用する。

3 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。

(授業料)

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、各学部等において定める。

附 則

この規程は、平成18年9月22日から施行する。

附 則（平成29年2月7日規程第7号）

この規程は、平成29年2月7日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規程第22号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

(別紙)

長期履修（長期履修期間短縮）申請書

令和 年 月 日

学 部 長
研 究 科 長 殿

_____学部・研究科

_____学科・専攻

学生番号（受験番号） _____

ふりがな

氏 名 _____

下記のとおり，長期履修（長期履修期間の短縮）を希望するので申請します。

記

入学年月	卒業・修了希望年月	履修期間
年 月	年 月	年 月
在学中の勤務先名 (職 種)	()	
在学中の勤務先所在地	〒 — TEL ()	
申請理由		
履修計画		
指導教員等の意見		
指導教員等氏名		

備考 長期履修期間の短縮を希望する場合は，当初の長期履修申請書の写しを添付すること。

